

12-25

総学庶第1261号  
昭和58年11月18日

日本学術會議會長  
塚田裕三

### 発展途上国との学術協力について（要望）

標記について、日本学術會議第9回総会の議決に基づき、  
下記のとおり要望します。

#### 記

本會議は、発展途上国との学術協力について、以下の諸点を要望する。

- 1 学術基盤整備への協力など学術協力を推進すべきである。  
現在、発展途上国との文化交流、技術協力については、  
対外援助の要素が加味されているが、学術交流については  
そうではない。学術交流においても、発展途上国との間で  
は協力の側面を重視すべきである。
- 2 研究者の派遣及び受け入れについての制度的改革を推進  
すべきである。
  - a 派遣要員プール制度の確立等派遣制度の改革
  - b 研究者受入制度の改善
- 3 発展途上国との学術協力の体制整備を行うべきである。
  - a 学術協力に関する推進・調整及び研究機関の設置

- b 留学生制度の整備・拡充
  - c 基点大学方式の改善
  - d 各大学における学術協力の推進
  - e 「地域研究センター」の設置

(別添 説明資料)

本信送付先

內閣總理大臣

本信写送付先

臣臣臣臣臣臣臣官官官裁裁長長長長長長長長長長長長  
大大大大大產 大大大務 庁 庁業 基金 興團 協修 協會 會連 協會 會話  
務務藏部生 水 輸 勸 設 府 管 技 力 濟 經 交 學 學 國 技 學 生 學 大 立 立 學  
理政學 國際 外際 本本 日 海 外 亞私 本立 國立 本本 私立  
法外大文厚農運勞建總行科國海國日日助助助助國日日私

## 説 明

学術交流は、本来、広義の学術の発展のために複数国が協力し、これらの国々を平等に益するべきものである。発展途上国との交流もこの例外ではない。しかし、同時に、発展途上国との学術交流は、これによって相手国の学術の発展を助けるという側面を重視しつつ、相互の理解を深め、ひいてはこれらの国と我が国との友好に資することを目的とする。現在、このような意味の発展途上国との学術交流を学術協力として推進する必要が増しているものと思われる。

すでに多くの機関が実質上それぞれの立場からこのような学術協力に関与しており、一定の成果を挙げつつあるが、検討すべき問題も少なくない。

学術協力の重点分野及び優先順位は国ごとに大いに異なる。しかし、実質的な技術・技能の協力にとどまらず、長期的な展望をもった学術全般にわたる協力が必要であることは共通である。我が国としては、各国の現在の発展のレベルの相違などを認識しつつ、現在主として行われている実務的な技術協力と併わせ、長期的な展望に立って、基礎となる研究協力を推進すべきである。同時に協力各国にも基礎となる研究の重要性を訴え、それを可能にする人材を育てるのに協力すべきである。

現在学術協力を重点的に取り上げている機関に、文部省所管の特殊法人である日本学術振興会がある。その目的の中に、学術に関する国際協力の実施の促進がうたわれている。この国際協力には先進国のみならず、発展途上国も含まれ、特に最近では発展途上国との交流が重視されてきている。

発展途上国との学術交流事業は、昭和51年度より具体的な検討が始まり、タイ、インドネシア、フィリピン、シンガポールとの間で事業が開始されており、マレーシアとの間の交流も計画されている。本交流の態様は、研究者の交流・共同研究、セミナー及び学術情報の交換が挙げられ、特に論文提出による

学位の取得の方策が取り上げられている。なお、その際、個人ベースによる一般交流方式のほかに拠点大学と協力大学を包括する大学連合組織による拠点大学方式がある。この方式によって、学術交流の計画性及び継続性が確保され、従来研究者の個人的努力で続けられて来た交流の弱点が補われるようになった意義は大きい。しかし、現在、分野が狭い範囲に限られており、発展途上国との基礎的学術分野の振興に資する方向でのプロジェクトの大幅な拡大が望ましい。更に制度的改善を必要とする面もある。なお、これらプロジェクトの推進に当たっては、学術振興会のみの経費では不可能な場合もあり、科学研究費補助金などに頼る例が少なくない。同じ国費を使用するのであるから、むしろ資金の一本化が要請されよう。また、学術協力の面での学術振興会と国際協力事業団（JICA）との協力も最近進みつつあるが、より一層の強化が必要であろう。なお、派遣旅費に派遣機関による差があるとか、機材持込みに際して特恵措置に相違があるとか、持込機具の使用後の処置（備品は持ち帰らなければならぬ）など、今後考慮すべき問題を有している。

以上のごとく、共同研究はまだ緒についたばかりであるが、拠点大学方式での協力体制は現在のところ十分とはいえない。特に論文博士方式についても各協力大学間の十分な理解と対策が樹立される以前に発足してしまったために、若干の混乱をもたらしたことも事実である。

また、研究者交流については、長期間にわたる実質的な交流を重視する方向へと移行すべき時期に来ていると考えられる。

なお、教育についての協力として、留学生、研修生の受け入れなどが行われているが、欧米に比較して格段に立遅れしており、飛躍的な拡充が望まれる。これに関連して、前期に本会議が「発展途上国からの留学生を対象とする情報センター」の設置を政府に勧告し、我が国の大学あるいはその他の研究教育機関の

内容と実情を広く知らしめることが必要であると強調したが、この勧告の趣旨の早急な実現を図ることが重要である。

## 1. 学術基盤整備への協力

我が国における発展途上国との学術交流の基本方針及び推進方策は、文部省学術審議会の「発展途上国との学術交流の推進について」の建議（昭和52年6月）の中に示されている。建議の標題が学術協力ではなく学術交流となっている点が重要であり、学術振興会による学術交流事業の基本的性格にも反映している。

我が国では、政府及び政府関係機関が行う経済協力や技術協力事業はO D A（政府開発援助）の扱いを受けているが、学術振興会が行っている発展途上国との学術交流事業はこのようには扱われていない。あくまでも学術交流とされ、相手国との対等で双務的な性格が強調されている。建議の中にも述べられているように、学術交流は研究者相互の長期にわたる知的、精神的連帯感を軸とし、相互の学問的信頼と敬意のもとに行われるべきものである。その理念の下に対等で双務的な側面が強調されるのもまた当然である。しかし、ここから「研究者の交流が事業の中核で、物的援助は行われないと建て前」（笠木三郎、発展途上国との学術交流事業の現況、学術月報、Vo 1. 32, № 11, PP.752-756, 1980.）が生まれてくると、交流事業の幅が狭くなってしまう一面が生まれる。実際問題としても、この事業に当たった研究者から実験用施設及び機材の不足が指摘されながら、本事業ではその面の予算が極めて不十分である。

特に、自然科学の分野においては、真に対等の立場で学術交流を進めるためには、発展途上国における研究施設及び機材の充実を急がなければならぬ。文部省は、学術振興会による学術交流事業の外に、学術基盤整備のための協力事業を実施すべきである。例えばその一つに、同一地域内の発展途上諸国が協同して、大学の整備、学会の設立を図るのに協力することもあげら

れよう。

次に、学術交流事業の予算の面にも問題がある。財政緊縮の中にあっても、対外経済協力予算は重点施策の一つとして大幅に増額されているが、学術交流事業は予算の伸びが止まっている。これは、我が国と発展途上国との関係を真に発展させるゆえんではない。

## 2 研究者の派遣及び受入れについての制度的改革

### a 派遣要員プール制度の確立等の派遣制度の改革

発展途上国との学術協力は、物的側面と人的側面とが相まって有効に作用する。

最近の技術協力事業もそのレベルが高くなりつつあり、研究指向の面が強くなっている。このため、一般的技術の知識能力だけでなく、研究者としての資質が要求されることが多くなっている。技術の移転に学術の移転を伴う必要が増してきている。

一般に研究協力が重要であるとはいえる、研究者であれば誰でも出来るものではない。派遣によってそれまで実施していた研究が中断され、帰国後のギャップを生ずる上に派遣国での研究効率が悪いことなどから、派遣者には特殊な意欲が要求される。この意欲に応え、協力の実をあげるためにには、制度上あるいは慣行上種々の問題がある。それには派遣期間中の派遣者の業績の評価、留守機関の人員の確保、帰国後の職の確保等が含まれる。

これらの問題を開いて要員のポストの確保を図るには、抜本的な施策が必要である。そのためには、かなり大規模な「発展途上国学術交流センター」を設置することも考えられる。技術移転の分野では、1983年度から、国際協力事業団に国際協力総合研修所が同様の目的をもって設立されるこ

とになった。これも参考になるであろう。このような機関が設置されれば、広汎な研究者を比較的長期に大量に派遣することが可能になる。同時に補足的に以下のようなことも可能になる。

例えば、大学を例にとると、定年後でも肉体的、精神的に十分活躍できる者であれば、少くとも5～10年を本事業に集中することができよう。これらの人々は専門的な学術のエキスパートであり、研究者として完成しており、大きな立場から個々の研究を体系化し、組織化し、更に技術化にまでまとめることができよう。

若い意欲のある研究者が補助者となって主研究者に同行することが望ましい場合も多いであろう。例えば、大学院修了者ポストドクトレイトのような形で数年間関与するなどの制度である。これにより現地での研究プロジェクトが探求できまた充実した人材を育成することが出来よう。これらの人達により発展途上国の学術研究の体制作りは、大きく進歩すると思われる。この場合には帰国後の身分保証ないしは職を確保しなければならない。

#### b 研究者受入制度の改善

現在、国際協力事業団などが多数の研修生を受入れている。単純な技術研修もあるが、研究的プロジェクトによる研修の場合も多い。このような際には、研修生の受け入れに当たって、日本人派遣者と共に現地で研究に従事した者の中から、特に優秀な者を選抜し、日本の大学、研究所などで研修を行う方法も重視されるべきであろう。少くとも派遣された人達が研修生を国際協力事業団などに推薦できる制度を確立すべきである。更に、研修生が希望し、その可能性が客観的に認められるような場合には、大学及び関係諸機関などで学位取得がより円滑に行われるよう配慮することが望

ましい。

### 3 発展途上国との学術協力の体制整備

#### a 学術協力に関する推進・調整及び研究機関の設置

従来、各機関により発展途上国との学術交流・協力が行われ、それなりに効果を發揮してきた。しかし、それらはいずれも個々に立案実施されて来たために、重複する部分があったり、先方機関との連絡が偏ったりすることも事実である。協力事業全体を一つの省庁で取り扱うことは現在の行政組織の下では適当でないにしても、学術協力に関しては、新たに推進・調整機関を設置し、各省庁が実務を支援するような形を強力に押し出すことができないであろうか。例えば、「学術交流基盤整備のための各省庁連絡協議会」の設置なども考えられよう。その際文部省、日本学術振興会、国際協力事業団、海外技術研修協会、その他により、行われている留学生、研修生受け入れ等の間の調整を図ることも望ましい。更に各機関の海外駐在事務所の活動を調整し、同時に各種の共同研究施設を各地に建設することが望ましい。これは連合王国の熱帯科学研究所に成功例をみることが出来る。

#### b 留学生制度の整備・拡充

留学生制度の抜本的整備・拡充の方策は既に各方面から提唱されている。本会議も1964年第42回総会、1980年第59回総会において政府に留学生に関する勧告を行っており、また最近では文部大臣の諮問懇談会が「21世紀への留学生政策に関する提言」を行っているが、いずれにおいても大学自身の国際化の必要が底流として認識されている。これに関連して、既に進行しつつある各大学における留学生の受け入れ体制の整備・拡充の推進が必要であると

考る。それには、受入宿舎の整備、留学生の帰国後のアフタケア等改善を要すべき点が多いが、当面、従来の各大学における留学生掛あるいは留学生課の拡充・整備を行うと共に、国立、私立を問わず、チーチャー制度を拡充することが急務である。更に、現在の日本における外国からの留学生の数、特に発展途上国からの留学生数が、アメリカ、イギリス、フランス、西ドイツ等の先進諸国との間に比べて著しく劣勢にあることにかんがみ、大学の基礎的条件の整備の上に立って留学生数の抜本的拡大を図る対策を樹立されることを提言するものである。特に、発展途上国からの留学に際し、留学前に日本語を修得することが望ましいので、政府はそのための援助を検討すべきである。

#### c 拠点大学方式の改善

既述した学術振興会の拠点大学方式は、考え方自体は非常に適切であるが、分野の限定されていること、財政的措置が不十分など改善を要すべき点が多いことは既に指摘した。これらの抜本的改善を要望するとともに、本方式を運営するために設けられている各種交流センター（又はそれに準ずる組織）についても改善を希望すべき点がある。この種の組織をすべての大学に同じように設置する必要はないが、設置する場合にはその組織を充実するとともに運営にあたっては、設置した大学の独断になることを極力避け、広く研究者に開放されるものにならなければならぬ。

ただ、この種の交流センターは、その存続が一定の期間に限られているので、それまで築いた成果をもとにして、恒常的な交流センターに改編する場合があることも考慮すべきである。

なお、拠点大学方式に関連して、日本学術振興会が行っている論文博士方式の拡充を図ることが望ましい。

d 各大学における学術協力の推進

現在、大学の国際化が強く要請されているにもかかわらず、各大学、殊に国立大学では、国際学術交流を推進すべき体制が貧弱である。学術振興会の事業の外に、文部省は、各大学が発展途上国との学術協力を独自に推進できるように援助すべきである。

e 「地域研究センター」の設置

発展途上国との学術交流・協力は、相手国の地域的特性に応じ、かつ、我が国の側からの独断的押付けを排除して行わなければならない。そのためには地域研究を推進する必要があるので、「地域研究センター」の設置の検討が必要である。各大学の従来の研究の積重ねと人材とを基礎とし、文部省学術審議会の「地域研究の推進について（審議まとめ）」（学術月報 Vol. 33、No. 1、PP. 68-69、1980.）の提言の精神に基づいて、それぞれ得意とする地域の研究センター設置の検討を要望する。